

# 第二期須崎市 ICT 教育推進計画

令和 8 年 3 月

須崎市教育委員会

## 1. 須崎市 ICT 教育推進計画策定の概要

### (1) 策定の趣旨

本市では、令和4年3月に須崎市 ICT 教育推進計画の初版を策定し、GIGA スクール構想の実現に向けた取組を推進してきた。策定から3年が経過した現在、IoT (Internet of Things:モノがインターネットを経由して通信し、相互に情報交換する仕組み)、ビッグデータ、AI (Artificial Intelligence:人工知能)、そして生成 AI 等の先端技術は、予想を上回る速度で社会の様々な分野に浸透し、「Society5.0」と呼ばれる超スマート社会への移行が現実のものとなっている。

特にこの2年間で、生成 AI 技術の急速な普及により、情報の創造・加工・活用のあり方が根本的に変化し、子どもたちが日常的にこれらの技術に触れる機会が飛躍的に増加している。本市においても、1人1台端末環境が定着し、須崎市 ICT 教育推進計画の実行により、児童生徒の ICT 活用能力は着実に向上している。

令和12年度に小学校での全面実施が予定されている次期学習指導要領（令和9年度改訂）では、情報活用能力を探究的な学びを支える基盤として位置付け、情報活用能力の抜本的向上と情報技術の適切な取扱いの指導を重視する方針がすでに示されており、本市の ICT 教育推進計画においてもこれら文部科学省の動向を踏まえた抜本的な見直しが必要となっている。

これから迎える新たな時代においては、全ての子ども達が持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生きていくために必要な資質・能力を身に付けることが重要となる。

そのため、これからの時代を生きる子どもたちが受ける学校教育には、単なる「価値の消費者」ではなく、「価値の創造者」となるため、従来の教師から児童生徒に知識を与える教育をより発展させるべく、主体的・対話的で深い学びを実現し、かつ、情報活用能力を身に付けられるような教育への転換が求められている。

また、デジタル技術が認知や行動に与える負の側面（フィルターバブル、エコーチェンバー、長時間利用の影響等）への適切な対応や、デジタルとアナログの使い分けなど、情報技術の適切な取扱いに関する指導も重要な課題となっている。

このような背景のもと、本市における ICT 教育の方向性を明らかにし、ICT 教育を推進することで、社会で求められる教育を実現し、「これからの時代を生き抜くために必要な力を持った子どもを育てる」ことを目的として、第二期須崎市 ICT 教育推進計画を策定する。

### (2) 国の動向

文部科学省は平成29年（2016年）3月に新学習指導要領を示し、小学校では令和2年（2020年）度、中学校では令和3年（2021年）度より全面実施された。その中で、「情報活用能力」を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位

置づけ、学校の ICT 環境整備と ICT を活用した学習活動の充実が明記されている。

次期学習指導要領の改訂では、情報活用能力の抜本的な向上を図るため、情報活用能力を「①情報技術の活用」「②情報技術の適切な取扱い」「③情報技術の特性の理解」の3つの観点で総合的に整理し、各教科等のみならず探究的な学びを支え、駆動させる基盤として位置付ける方針が示されている。

また、令和元年（2019年）12月には「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」により、令和時代のスタンダードな学校像として、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的に、「GIGA スクール構想」の実現が示された。「GIGA スクール構想」においては、各学校における高速大容量の通信環境の整備、児童生徒1人1台タブレット端末の整備を行うこととされ、教育 ICT 環境の実現及び我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことが示されている。

さらに、令和6年度からはGIGAスクール構想第2期としての端末更新とともに、デジタル学習基盤を活用して、多様な子供たちにとっての包摂性を高めながら、教師にとって持続可能な形で、主体的・対話的で深い学びを通じた資質・能力の育成に資する学習環境デザインを実現すること等、デジタル学習基盤を前提とした方針が示されている。

### （3）計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「須崎市総合計画 及び 第3期 須崎市総合戦略（令和7～16年度）」、本市の教育行政に関する指針である「須崎市教育行政方針」等の各種計画・指針に定める基本方針や施策の方向性を踏まえて策定するものであり、本市の学校における ICT 教育の基本目標及び方針を示した推進計画である。

## 2. 本市における現状と課題

### （1）ICT 機器と利用環境の整備状況

本市においては、令和3年（2021年）3月末までに学校の ICT 環境の整備を進めてきた。国の整備目標に対し、ハード面についてはすべての項目において、目標を達成できている。また、基準日が異なることから単純な比較はできないものの、国及び高知県の整備状況と比較すると、全ての項目で上回っている。大型提示装置について本市においては、普通教室に各1台整備するとともに、特別教室には、学校における教室の設置状況及び特別教室の機能等を考慮し、各校の希望する台数を整備している。一方で、「ICT 支援員（情報通信技術支援員）」は、現在3名の配置で、市内全小中学校を巡回して支援している状況であり、国の整備目標に達していないが、令和8年度以降は、小中学校統廃合により、国の整備目標に達する見込みである。

(表1) 本市の ICT 機器・利用環境の整備状況

	本市の整備状況 (令和7年3月1日時点)	高知県の整備状況 (令和7年3月1日時点)	全国の整備状況 (令和7年3月1日時点)	国の整備目標
指導者用コンピュータ台数	授業を担当する 教員1人1台以上	157.90%	教員1人1台以上	1台/人
普通教室の 無線LANの整備率	100%	99.3%	97.1%	100%
普通教室の 大型提示装置整備率	100% (普通教室各1台)	84.6%	91.0%	100% (普通教室各1台)
特別教室の 大型提示装置整備率	5.6台/校 ※各校の希望台数	—	—	6台/校
統合型校務支援システム 整備率	100%	100%	94.8%	100%
情報通信技術支援員	4.3校に1人 (令和7年4月1日時点)	—	4.5校に1人 (令和5年度末時点)	4校に1人

## (2) 1人1台端末の活用状況

## 【端末利活用の常態化】

端末利活用の頻度については、令和6年度調査では、小学校中・高学年において1日平均3.4回のICT活用が確認され、中学校においてはほぼ毎日の活用が定着している。一方、小学校低学年では1日平均1.5回となっているが、これは発達段階に応じた教育的配慮として、基礎的な読み書き能力の習得も重視し、手による学習活動とICT活用のバランスを適切に取っていることが主な要因である。実際の教育現場では、低学年の発達段階に適した形でのICT活用が計画的に進められている。

## 【遠隔教育及びオンライン教育の発展】

遠隔教育及びオンライン教育の実施や学習コンテンツの活用については、第一期計画期間中に培われた教員の創意工夫により、様々な場面でのオンライン学習コンテンツの活用が進んでいる。特に、個別最適な学びの実現に向けたデジタル教材の活用や、協働的な学びを支援するオンラインツールの活用が定着しつつある。今後は、これらの基盤を生かし、より高度で探究的な学習活動への展開が期待される。

## (3) 第一期計画の成果と課題

## 【第一期計画の主な成果】

- ・全小中学校で1人1台端末の環境が定着し、日常的な学習活動での活用が実現
- ・児童生徒の情報活用能力に対する自己評価は高水準を維持(89.4%)

- ・小学校中学年以上では目標を上回る ICT 活用頻度を達成（3. 4 回/日）
- ・教員の ICT 活用指導力は着実に向上（特に B 項目：授業での活用能力）

#### 【令和 6 年度実績から見える課題】

- ・児童生徒の理解度に関する数値：教員向けの調査において「ICT を活用した授業では、児童生徒の理解度が高い」と感じる教員が減少。ICT 教育に求められる水準が年々高度化・複雑化しているため、相対的に低い評価結果となる。特に、高年齢層の教員の苦手意識が数値に影響している。
- ・測定できていない現代的課題：生成 AI 等の先端技術への対応、デジタルウェルビーイング、情報の真偽判定能力など、現在の調査項目では把握できない重要な能力の育成と測定が必要。
- ・評価指標の限界：既存の調査項目では、探究的な学びとの一体的推進や、児童生徒の学習自己調整能力などの重要な観点が測定できていない。

### 3. 須崎市 ICT 教育推進計画の方針及び目標

#### (1) 基本方針

本計画においては、「これからの時代を生き抜くために必要な力を持った子どもを育てる」というビジョンのもと、情報活用能力や学習指導要領において新しい時代を生きる子どもたちに必要な力として整理された三つの柱、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性」を身に付けさせるべく、以下の4つの重要な点に着目し、児童生徒を主役とした ICT 教育の推進を図ることとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>I ICT 機器の活用による児童生徒の深い学びの実現</li> <li>II 児童生徒の情報活用能力の育成（3つの観点に基づく体系的育成）</li> <li>III 教員の情報活用能力及び指導能力の向上</li> <li>IV 情報活用能力の育成と探究的な学びとの一体的推進</li> </ul> |
|---|

本計画の推進にあたっては、学校の実情を反映させ、より効果的な推進を図るため、具体的な事項については、各校において実施計画等を策定し、実施することとする。

#### (2) 基本目標

- |  |
|--|
| <p><b>I ICT 機器の活用による児童生徒の深い学びの実現</b></p> <p>（定性目標）ICT 活用の質的向上 ICT 活用を通じた探究的な学習活動の実施</p> <p>（数値目標）ICT を活用した授業では児童生徒の理解度が高いと答えた教員<br/>90%以上（令和8年度）→95%以上（令和11年度）</p> <p>（実施目標）授業における ICT 活用 1日3回以上</p> |
|--|

## **II 児童生徒の情報活用能力の育成（3つの観点に基づく体系的育成）**

（定性目標）各校での探究学習における ICT 活用事例創出

（数値目標）情報活用能力がついていると感じる児童生徒 80%以上

（数値目標）情報の真偽判定ができると答える児童生徒 小学校中高学年 85%以上  
中学生 90%以上

（実施目標）児童・生徒のタブレット端末活用 1日2回以上

## **III 教員の情報活用能力及び指導能力の向上**

（数値目標）「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」で「できる」もしくは「ややできる」と回答した教員

A・D項目（各4項目）平均 各95%以上

B・C項目（各4項目）平均 各90%以上

（数値目標）生成 AI 等先端技術の教育的活用に関する理解度 80%以上  
（令和8年度から測定開始）

## **IV 情報活用能力の育成と探究的な学びとの一体的推進**

（定性目標）情報技術の適切な取扱いに関する教育の全校実施

（実施目標）ICT 活用を通じた探究的な学習活動の実施

（新規調査）令和9年度から児童生徒への調査項目に情報活用能力の探求的な学びでの活用に関する独自調査項目を追加

### （3）計画の期間

2026年（令和8年）度から2029年（令和11年）度を計画期間とする。

※技術進展と社会情勢の変化に対応するため、計画の内容については、適宜検証を行う。また、毎年度末に計画内容の見直しを行い、必要に応じて内容の更新、追加を実施する。特に令和9年度には中間評価を実施し、後半2年間の基本方針を調整する、年次レビュー体制とする。

### （4）評価・検証計画

- ・須崎市 ICT 教育推進本部会議において、目標の達成度、計画の進捗状況について評価、検討を行う。（年2回程度）
- ・須崎市 ICT 教育推進調整会議において、計画の進捗状況・取組に関する検証を行う。（適宜）
- ・教員、児童生徒に対し意識調査及び定量的な評価のための調査を行う。（年1回以上）

●新たな評価手法の段階的導入

【令和8年度から】

- ・「ICT 活用実践事例・情報活用能力と情報技術の適切な取扱いに関する観察記録」の収集
- ・教員向け調査に「生成 AI 理解度」に関する項目を追加
- ・児童生徒アンケートへ「情報の真偽判定」「デジタル使い分け」項目追加

【令和9年度から】

- ・探究学習での ICT 活用事例の質的評価開始

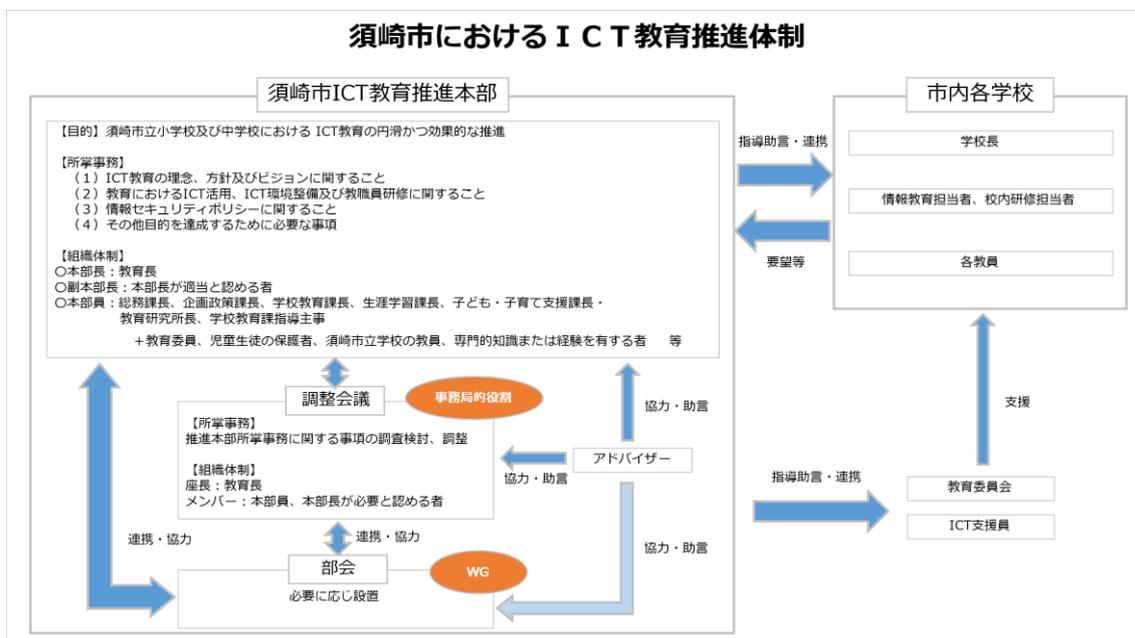
【令和10年度から】

- ・包括的な情報活用能力調査の実施
- ・学習者主体の学習調整能力測定開始

●評価結果の活用方針

- ・数値データと質的データの両面から評価
- ・年度末の振り返りで次年度基本方針を柔軟に調整
- ・成功事例の横展開と課題対応策の共有

4. 推進体制



また、ICT 教育の推進にあたっては、学校関係者のみならず、保育園や地域等とも連携を図りながら取組を進めていくこととする。

## 5. 個別の取組内容

### (1) ICT 機器を活用したわかりやすい授業づくり

授業の中で ICT 機器を活用できる場面は多数考えられるが、これまで行ってきた全てのことを ICT 機器で代替し活用することで、あらゆる場面に高い教育効果が期待できるというわけではない。そのため、教育効果が高まると考えられる場面やタイミング、活用方法等について検討を行う必要がある。特に活用にあたっては、児童生徒 1 人 1 人の能力や特性、学習状況に応じた学びの実現（「個別学習」）、異なる考えを持った児童生徒同士で教えあい、学びあいながら理解を深められる学びの実現（「協働学習」）も意識しながら、授業づくりを行うことが重要となる。

#### ① 各教科における ICT 機器の活用

各教科において、教育効果を高める ICT 機器を活用した授業を行うためには、教員の情報活用能力や情報活用指導能力が求められることになる。つまり、教員自身が ICT 機器に関する理解や活用を深め、かつ授業のねらいに沿った適切で効果的な ICT 機器活用を通じた指導を行うことで教育効果をより高め、児童生徒の深い学びを実現することが重要となる。

児童生徒の関心を高めるために大型提示装置を用いて映像を見せる場合を例に挙げると、単に映像を見せるだけではなく、教科書等と比較して映像を見せることでより児童生徒の興味・関心を引き出せるか、その映像の選定や映像を見せるタイミングが適切かを考慮しつつ、児童生徒の様子を見ながら映像の一時停止や拡大等をしての補足説明、児童生徒からの発言を引き出す、協働学習ツールを利用した児童生徒同士での学びの実施などにより、より高い教育効果が期待できる。なお、授業において ICT 機器を活用する場合でも、日頃からの児童生徒の授業の様子の把握や、適切な指示や説明の実施、学習規律の徹底などは必須であり、従来から行ってきた授業の展開と ICT 機器の活用をうまく融合させることが重要となる。

さらに、次期学習指導要領では、各教科等の探究的な学びを支える基盤として情報活用能力が位置付けられることから、教科横断的な視点での計画的な指導が重要となる。

#### ② 総合的な学習や外国語科（活動）における ICT 機器活用

各教科や活動の中でも、特に総合的な学習や外国語科（活動）と ICT 機器活用は親和性が高いと考えられる。総合的な学習においては、児童生徒それぞれの課題やテーマに沿った事前学習や調査、まとめ学習、発表において活用することで、より教育効果が高まることが期待できる。また、外国語科（活動）においては、特に音声表現や聞き取りにおいて、デジタル教材や外国語指導助手との連携により、ネイティブな発音に触れることが可能となる。

#### ③ 特別支援教育における ICT 活用

特別支援学級には、様々な教育的ニーズのある児童生徒が在籍しており、障がいの状態や発達の段階に応じた支援が重要となる。ICT 機器を活用することにより、それぞれ

の児童生徒に合った教育の提供が可能となると考えられる。

例えば、ドリル教材においては、個々の児童生徒にあった問題を解かせることが可能になる。また、映像やアニメーションの使用により、集中力を持続させ、理解をより深めるといった効果が期待できる。その他、音声教材や文章のハイライト機能を活用することにより、従来の授業では理解が深められなかった児童生徒への指導が可能になると考えられ、学校生活の充実・安定、ひいては、個々の児童生徒の可能性をより広げることができると考えられる。

#### ④ 家庭学習との連携

児童生徒が各自のタブレット端末を持ち帰り、家庭学習において活用を図ることは、ICT 機器を活用した授業を進めるには効果的であると考えられる。

家庭学習での活用については、Google Classroom 等のプラットフォームとなるアプリケーション上での課題提示や課題提出、デジタルドリル教材の実施、予習をタブレット端末で行い、授業でより理解を深めるための指導や協働学習を行う「反転学習」の実施等、様々なことが考えられる。また、児童生徒が、臨時休業時や、やむを得ず学校に登校できない場合等に、オンライン会議システムを使用して授業に参加する等、非常時においてもタブレット端末を用いた学習活動の継続も可能となる。

なお、家庭への持ち帰りを進めるにあたっては、家庭でのタブレット端末の使用方法をはじめとするルールの策定が必要である。また、インターネットを利用することが前提となるため、家庭での通信環境整備が望まれる。

#### ⑤ 生成 AI 等先端技術の教育的活用

生成 AI 等の先端技術を教育に適切に活用することで、個別最適な学びの支援や創造性の育成を図る。一方で、生成 AI の特性や限界、適切な使用方法について児童生徒が理解し、批判的思考力を身に付けることも重要である。

具体的には、生成 AI を活用した学習活動を行い、その結果の検証・改善、生成 AI の出力結果の真偽判定や情報源の確認、生成 AI における著作権理解の促進などである。

### (2) 児童生徒の ICT 機器活用

児童生徒自身がスマートフォン等の ICT 機器を利用する機会が多い一方、キーボード入力、文書作成ソフトやプレゼンテーションソフトの使用法等、一部の操作方法については身に付ける機会は少なかったと考えられる。児童生徒が将来、自らの希望をかなえ、自己実現を果たすためには、コンピュータをはじめとする ICT 機器をまんべんなく操作し、適切かつ効果的に活用できる能力が求められることとなる。そのため、学校における ICT 機器活用においては、単に教員が使用して児童生徒に提示するにとどまらず、児童生徒自身が機器を操作し、情報活用能力を高めていくことが重要となる。

#### ① 情報活用能力の 3 つの観点に基づく体系的育成

次期学習指導要領で示される情報活用能力の 3 つの観点に基づき、発達段階に応じ

た体系的な指導を行う。

【情報技術の活用】

- ・基本的な操作技能から、情報の収集・整理・分析・発信まで
- ・プレゼンテーション、デジタル作品制作、データ活用等

【情報技術の適切な取扱い】

- ・情報モラル、著作権理解、プライバシー保護
- ・デジタルとアナログの適切な使い分け
- ・情報技術を理解し、適切に使いこなす力の育成

【情報技術の特性の理解】

- ・コンピュータやネットワークの仕組み理解
- ・AI、生成 AI 等の基本的な仕組みと特性の理解
- ・メディアリテラシーとファクトチェック能力

② 情報モラル・リテラシー教育の実施

ICT 機器は、使い方を間違えれば重大なトラブルに巻き込まれ、児童生徒自身や周囲の者を傷つけてしまう恐れがある。近年では、児童生徒によるソーシャルネットワークサービス（SNS）を通じたいじめやトラブルも多数報告されている。

加えて、フィルターバブルやエコーチェンバー現象による偏った情報への接触、フェイクニュースの拡散、生成 AI による偽情報の生成など、新たなリスクも増大している。

そのため、ICT 機器を活用していくうえで、情報モラルやリテラシーに関する指導を行うことが極めて重要となる。

本市においても、教員を対象とした情報モラル・リテラシー研修を定期的を実施していくとともに、他の機関が実施する研修や出前授業等と連携を図りながら情報モラル・リテラシーに関する教育を実施する。

特に、単にリスクを避けるだけでなく、デジタル技術を建設的・創造的に活用する姿勢の育成を重視する。

③ タイピング力の育成

コンピュータやタブレット端末をうまく活用し、かつ授業を効果的・効率的に進めるためには、児童生徒のタイピング力が重要となる。タイピング力が低いと、文字入力に時間がかかるため、考える時間が少なくなり、授業の進度にも影響が出ることが予想される。そのため、ローマ字の学習を行う小学校第3学年以降の児童生徒に対し、練習ソフト等を用いたタイピングの練習を推奨する。また、児童生徒の意欲を高め、かつ能力を評価するために、定期的テストの実施やタイピングソフトの結果の提出を求めることとする。

④ プレゼンテーション力の育成

様々な場面において、児童生徒が自らの考えを発表することは、学習を深めるという観点からも重要である。特に、タブレット端末等の ICT 機器を活用し、自らの考えを視

覚的に表現していくことは、情報活用能力の育成においても有効な手段である。そのため各教科をはじめ、学校における様々な活動の時間において、自らの考えを発表または表現する場を積極的に設けていくこととする。

#### ⑤ 探究的な学びとの一体的推進

情報活用能力を各教科等における探究的な学びを支える基盤として位置付け、以下の取組を推進する

##### ア 総合的な学習の時間での情報活用能力育成

- ・探究活動における課題の発見、解決に ICT を活用する
- ・情報収集、分析、発表において ICT を活用し、段階的にスキルを習得してゆく

##### イ 各教科での探究的要素と ICT 活用の統合

- ・理科（実験データ分析とグラフ化）、社会科（統計データ活用と可視化）、国語科（情報の整理、構造化）など

##### ウ 学習者主体の学習調整支援

- ・児童生徒が自らの学習方法を決定し、進度を把握、調整できるツールとして ICT 技術を活用する
- ・個別の興味、関心に基づく学習テーマ設定の支援ツールとして ICT 技術を活用する

#### （3）教員の情報活用能力と指導能力の育成

先述のとおり、ICT 機器を使用した授業づくりをはじめ、児童生徒の情報活用能力の向上のためには、教員の情報活用能力と情報活用指導力の向上が必須となる。

そのため、市主催の研修を積極的に開催するとともに、県や他の機関が主催する研修についても、教員の積極的な参加を促すこととする。あわせて、公開授業の実施や、授業を行う全教員から、タブレット端末をはじめとする ICT 機器を活用した事例の提出を求め、それらを取りまとめた「ICT 活用事例集」を作成・共有すること等を通じ、教員相互の学びの機会を提供することにより、ICT 機器を活用した授業の実施を促進することとする。

教員の情報活用能力と指導能力の育成にあたっては、(別紙)「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」(文部科学省作成)等を活用し、教員のスキルについて、定量的な評価を行うこととする。

#### （4）プログラミング教育の推進

プログラミング教育は、探究的な学びの基盤となる情報活用能力の中に位置づけられており、情報活用能力の育成に係る3つの観点に基づき、発達段階に即した学習活動が必要となる。特に、小学校段階での改善を土台として大幅な充実を図ることが、情報記述を主体的に活用し、社会の課題解決に生かしていく力を育成する基盤となる。

- ① 実生活・実社会の課題解決に向けたプログラミング教育の推進  
従来のプログラミング的思考育成に加え、地域の特性を活かした課題解決型プログラミング教育を推進する。観光振興や魅力発信など、地域の持続的発展に資するプログラミング活動に取り組むことにより、児童生徒の主体的な学びと郷土への愛着を深める。
- ② 生成 AI 等先端技術を活用したプログラミング教育の充実  
生成 AI 技術を適切に活用し、児童生徒の創造性と問題解決能力の向上を図る。生成 AI を協働的な学習パートナーとして位置付け、その特性や限界を理解した上での効果的な活用方法を習得させる。また、生成 AI 活用に関する教員研修を実施し、指導力の向上を図る。
- ③ データ活用能力を育むプログラミング教育の展開  
情報活用能力の3つの柱に基づき、データの収集・分析・活用を通じたプログラミング学習を推進する。発達段階に応じて身近なデータから地域データまでを活用し、統計的思考力とプログラミング能力を統合的に育成する。
- ④ 協働的な学びを重視したプログラミング教育の推進  
1人1台端末環境とクラウド技術を活用し、協働的なプログラミング学習を推進する。ペアプログラミングやチーム開発を通じて、コミュニケーション能力と協働的問題解決能力の向上を図る。また、遠隔授業システムを活用した学校間連携によるプログラミング学習に取り組む。
- ⑤ 発達段階に応じた系統的なプログラミング教育の推進  
幼少期からの発達段階に応じた系統的なプログラミング教育カリキュラムを構築する。アンプラグド教材の活用から本格的なプログラミング言語の習得まで、連続性のある学習環境を整備し、情報活用能力の体系的な育成を図る。
- ⑥ 教員の指導力向上と研修体制の充実  
生成 AI 活用を含むプログラミング教育の指導力向上を目的とした研修体制を整備する。教員間の実践事例共有や相互研修を促進し、民間事業者との連携も選択肢に含め最新の技術動向に対応した指導方法の研究・開発を行う。
- ⑦ 情報技術の適切な取扱いと社会参画意識の育成  
プログラミング学習を通じて、デジタル技術の適切な活用方法と社会的責任について考える機会を提供する。AI 倫理や著作権、情報セキュリティ等について理解を深め、デジタル社会の良き市民として成長できるよう指導する。
- ⑧ 評価方法の多面化と継続的な改善  
プログラミング的思考力の測定に加え、創造性、協働性、デジタル社会における適切な行動規範意識等の多面的な評価を実施する。各校の実践事例を収集・共有し、継続的な指導方法の改善と情報交流を推進する。

#### (5) 校務の情報化

校務の情報化を図ることで、教職員が児童生徒の指導に対してより多くの時間を確保することができるようになると考えられる。また、各種情報の分析や授業改善、教職員間の情報共有を行うことにより、きめ細やかな学習指導や生徒指導が実現できると考えられる。

現在市内各校の校務用パソコンには、県全体で使用している統合型校務支援システムが導入され、運用されている。今後、県とも連携のうえ、統合型校務支援システムのさらなる活用について検討を図る。

#### (6) ICT 環境整備

児童生徒に分かりやすく説明したり、児童生徒の思考や理解を深めるために、タブレット端末や大型提示装置等の ICT 機器を活用することは大変有効である。

本市では、令和3年(2021年)3月までに、児童生徒及び教員に対し、1人1台タブレット端末を整備するとともに、全ての普通教室及び各校で希望した特別教室に高速大容量通信装置(無線 LAN)、大型提示装置を、職員室に高速大容量通信装置(無線 LAN)を整備した。

また、学校で使用している教科書に準拠した指導者用デジタル教科書についても、導入している。

加えて、新型コロナウイルス感染症をはじめとする臨時休業や登校停止中の児童生徒等、様々な事情により登校できない児童生徒に対する学びの機会の保障、遠隔地の学校や指導者等との連携を通じた学びの機会の拡大を目的に、各校に遠隔会議用スピーカーフォン、キャプチャーデバイス(ビデオカメラの映像を遠隔会議用カメラとして使用するための機器)等を整備した。

今後は、次期学習指導要領に対応できる、次世代型学習環境の整備を重点的に推進する。具体的には、クラウドベースの学習プラットフォームの充実や、AI 学習支援ツールの導入検討、アクセシビリティ機能の充実(多様な学習ニーズへの対応)などである。

さらに、児童生徒が自身のタブレット端末で操作することができる「学習者用デジタル教科書」の導入をはじめ、児童生徒が深い学びを実現できるよう引き続き整備を進めていく。

#### (7) 地域との連携

児童生徒が、主体的かつ対話的な学びを実現するためには、学校内にとどまらず、自分たちが住む地域との関わりを通じた学びの機会を持つことが重要となる。

たとえば、地域や地元企業の DX 推進や課題解決に児童生徒が参画することで、実践的な ICT 活用能力とともに、地域愛や社会参画意識の育成を図る。具体的には、地域課題解決プロジェクトで課題解決にプログラミングや ICT 活用能力を活かすなどの取り

組みである。

加えて、教員では十分な指導ができないことを地域の人々や専門家、事業者等と連携し、指導を行っていくことが、児童生徒の情報活用能力の育成、深い学びの実現にも効果的であると考えられる。